

2022年9月16日
アフラック生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症による 「みなし入院」の取扱いとお手続き書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い事態の終息と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

2022年9月9日付のニュースリリース（別紙参照）でご案内のとおり、2022年9月26日（月）以降、医療保障の入院給付金の支払対象となる「みなし入院」の範囲を変更いたします。

「みなし入院」の範囲とお手続きについては以下をご確認ください。

記

1. 医療保障の入院給付金の支払対象となる「みなし入院」の範囲

新型コロナウイルス感染症と診断された日（以下、診断日という）により「みなし入院」の範囲が異なります。

診断日	重症化リスクの高い方 ※2	左記以外の方
2022年9月25日以前 ※1	○ (お支払対象)	○ (お支払対象)
2022年9月26日以降	○ (お支払対象)	× (お支払対象外)

※1 2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断されている場合は、給付請求手続き時期に関わらず、医療保障の入院給付金の支払対象となります。

※2 ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ④妊娠されている方

2. 「みなし入院」のご請求に必要なお手続き書類

診断日が2022年9月26日以降の場合の「みなし入院」の給付請求手続き書類は、以下の通りです。療養期間によって必要な書類が異なります。

(1) 療養期間が 11 日以内の場合

お手続き書類	
<ul style="list-style-type: none">● My HER-SYS (マイハーシス) の療養証明書をご提出いただける場合<ul style="list-style-type: none">・ My HER-SYS (マイハーシス) で以下の内容を確認できる画面を印刷したものの氏名、生年月日、HER-SYS ID、傷病名、診断年月日、担当保健所● My HER-SYS (マイハーシス) の療養証明書のご提出が難しい場合 以下①・②の 2 種類のお手続き書類が必要です。	
① 医師により新型コロナウイルスと診断されたことが確認できる書類 (氏名の記載があるもの)	
(例) <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関で実施された PCR 検査や抗原検査の陽性結果・ 診療明細書 (医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」(外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む) が記載されたもの)	
② 重症化リスクが高いことが確認できる書類	
重症化リスクの高い方	お手続き書類
65 歳以上の方	被保険者様のご年齢を当社で確認するためご提出いただく書類はございません
入院を要する方	お客様の状況に合わせてお手続き書類をご案内するため、下記のお問い合わせ先 (アフラック 保険金コンタクトセンター) にご連絡ください。
重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方	左記の治療をされたことが確認できる書類 例) 医療機関で発行された診療報酬明細、処方箋など
妊娠されている方	診断日時点で妊娠していることが確認できる書類 例) 母子手帳など (氏名・交付日が確認できるもの)
(補足) 診断日が 2022 年 9 月 25 日以前の場合は、「重症化リスクが高いことが確認できる書類」は不要です。	

(2) 療養期間が 12 日以上の場合

お手続き書類
新型コロナウイルスに罹患され、療養された期間が確認できる書類

3. 「みなし入院」の給付請求手続き方法

「みなし入院」の給付請求手続き方法の詳細は、オフィシャルホームページの「よくあるご質問」([こちら](#))に掲載しております。

【お問い合わせ先：アフラック 保険金コンタクトセンター】

0120-555-877

(携帯電話からでも通話可能です)

受付時間：(月～金) 9：00～17：00

(祝日・年末年始を除く)

※給付金・保険金のご請求は「給付金デジタル請求サービス」([こちら](#))でのご請求が便利です。

2022年9月9日

新型コロナウイルス感染症における 「みなし入院」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い事態の終息と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、新型コロナウイルスの感染拡大により医療提供体制が逼迫している状況に鑑みて、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合（いわゆる「みなし入院」）においても、医療保険の入院給付金の支払対象とする特別取扱いを実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日（月）以降は、全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定する方針が示されました。これにより、2022年9月26日（月）以降は、「重症化リスクの高い方」に該当しない場合、発生届がなされず、感染症法上の「健康観察」の対象となりません。

当社医療保険の入院給付金は「常に医師の管理下において治療に専念している」ことをお支払いの要件としており、「健康観察」の対象とならない場合はお支払いの要件に該当しないことから、2022年9月26日（月）以降、医療保険の入院給付金の支払対象とする「みなし入院」の範囲を下記のとおり変更いたします。

記

1. 医療保険の入院給付金の支払対象とする「みなし入院」の範囲（2022年9月26日以降）

以下の「重症化リスクの高い方」が、新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合

【重症化リスクの高い方】

- ・ 65歳以上の者
- ・ 入院を要する者
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な者
- ・ 妊婦

なお、上記に関わらず、医療機関に入院している場合には、医療保険の入院給付金の支払対象となります。

2. 2022年9月26日より前に新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養している場合

2022年9月26日より前に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合は、給付請求手続き時期に関わらず、これまで通り、重症化リスクの高い方に限定せずに医療保険における入院給付金の支払対象といたします。

3. 「みなし入院」の給付請求手続き方法

給付請求手続き方法の詳細は、オフィシャルホームページの「よくあるご質問」([こちら](#))に掲載しております。2022年9月26日以降のお手続きにつきましては、順次「よくあるご質問」等にてご案内させていただきます。

ご請求書類に関しましては、引き続き、お客様のご負担や医療機関および保健所の負担軽減へ向け、医療機関や保健所による証明書の発行を要せずに、My HER・SYSの療養証明やお手元の書類でご請求いただけるように対応してまいります。

以上

【お問い合わせ先：アフラック 保険金コンタクトセンター】

0120-555-877

(携帯電話からでも通話可能です)

受付時間：(月～金) 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)